

江東区健康スポーツ公社公式 X(エックス:旧ツイッター)運用要領

平成 25 年 6 月 13 日

改正 令和 5 年 9 月 6 日 5 江健公管第 375 号

(目的)

第1条 本要領は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社(以下、「公社」という。)関連情報 X(旧ツイッター)アカウント(以下、「公社公式 X(旧ツイッター)」という。)をスポーツ行事等における区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) X(旧ツイッター) | インターネット上で 140 字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できるサービスをいう。 |
| (2) 公社公式 X(旧ツイッター) | 公社が設置・運用する X(旧ツイッター)アカウントをいう。 |
| (3) アカウント | X(旧ツイッター)を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。 |
| (4) ポスト(旧ツイート) | X(旧ツイッター)に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。 |
| (5) フォロー | 他のユーザーのポスト(旧ツイート)を常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。 |
| (6) リプライ | ツイッターを使っているユーザーからのポスト(旧ツイート)に返信することをいう。 |
| (7) リポスト(旧リツイート) | X(旧ツイッター)を使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。 |

(運用主体)

第3条 公社公式 X(旧ツイッター)の運営主体は公社とし、アカウントの管理及びポスト(旧ツイート)の発信は公社が行う。

2 公社公式 X(旧ツイッター)のアカウントは、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 江東区健康センター | koto_kc |
| (2) 江東区スポーツ会館 | koto_supokan |
| (3) 深川スポーツセンター | fukagawa_sc |
| (4) 亀戸スポーツセンター | kameido_sc |
| (5) 有明スポーツセンター | ariake_sc |
| (6) 東砂スポーツセンター | higashisuna_sc |
| (7) 深川北スポーツセンター | fukakita_sc |

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、公社公式 X(旧ツイッター)のプロフィール欄に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として公社公式 X(旧ツイッター)のアカウント名を公社ホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第6条 公社公式 X(ツイッター)では、以下の情報を掲載することとする。

- (1) 公社が主催するスポーツ行事に関する開催又は中止等の判断
- (2) その他公社が適当と認める情報

(フォロー、リプライ及びリポスト(旧リツイート)の制限)

第7条 公社公式 X(旧ツイッター)では情報配信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリポスト(旧リツイート)は原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、東京都、江東区、地方公共団体等の発信する公益性の高いポスト(旧ツイート)であり、かつ公社が必要と認めるものはこの限りではない。

(運用要領の変更)

第8条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更の旨とその内容を、公社公式 X(旧ツイッター)又は公社ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、公社が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月9日から施行する。